

## 会 議 錄

### 1 会議名

第 42 回上越市景観審議会

### 2 議題（公開・非公開の別）

#### (1) 付議案件（公開）

- ・第 1 号議案 景観づくり重点区域の指定
- ・第 2 号議案 景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更

#### (2) 報告案件（公開）

- ・令和 7 年度の景観事業の報告
- ・令和 8 年度～令和 12 年度の取組案について

### 3 開催日時

令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 2 時から午後 3 時 20 分

### 4 開催場所

上越市役所木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室

### 5 傍聴人の数

0 人

### 6 非公開の理由

なし

### 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名

- ・委 員： 上原委員、風巻委員、江口委員、横山委員、宮澤委員  
安部委員、黒野委員、尾崎委員、羽賀委員、大谷委員
- ・事務局：都市整備部 小林部長、長谷川参事  
都市整備課 長壁副課長、藤井係長、小林主任、山岸主事

### 8 発言の内容

#### (1) 開 会

事 務 局

- ・上越市景観審議会規則第 3 条第 2 項に基づき、委員 14 名中 10 名の出席のため会議の成立を報告。

(2) 部長挨拶

(3) 議案 ※上越市景観審議会規則第3条第1項に基づき、会長が議長を務める。

○付議案件：第1号議案「景観づくり重点区域の指定」及び第2号議案「景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更」について

黒野会長

・付議案件である第1号議案「景観づくり重点区域の指定」及び第2号議案「景観づくり重点区域の指定に伴う上越市景観計画の変更」について事務局から説明を求める。

事務局

・資料に基づき説明

黒野会長

・今ほど、説明のあった報告案件について意見、質問等を求める。

江口委員

・届出について、新築、新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕や模様替えなどが届出対象となっているが、他の法令だと過半の変更がある場合に届出が必要になることがあるが、外観の色が少し変わるもの程度の変更でも届出が必要となるのか。

・また、資料11ページに「工作物は設置しない」と記載がある一方で、茶色い自動販売機であれば設置しても支障がないような記載が18ページにあるが、この点について整合等はどうなっているのか。

長壁副課長

・届出については、町内会と協議する中で、外観が少しでも変わるもの程度の変更でも届出をした方がよいという話になり、面積や割合にかかわらず届出を提出してもらうことになった。

・自動販売機については、雁木通りの通行を妨げる工作物を設置しないこととなっておりたため、自動販売機を設置する場合は、通路の歩行空間を確保するようにセット

バックさせて設置しつつ、色彩については周辺の建築物と同様の色となるよう配慮する基準となっている。

#### 風間委員

- ・地区計画の基準に違反した場合や届出を失念した場合の対応はどうなるのか。
- ・また、現状、地域内の建築物がこの基準をすべて満たしていないと考えるが、これについてはどのように対応していくのか。

#### 長壁副課長

- ・違反した場合の対応について、法令上、勧告や命令といった措置が規定されているが、違反が無いように建築主や施工者と丁寧に事前相談を行いながら、対応していきたいと考えている。届出を失念した場合も、協議しながら届出を速やかに提出してもらえるように柔軟に対応していきたいと考えている。
- ・現状の建築物の基準への適合については、地区指定された際に、すぐに基準に合わせて直さなければならないということではない。今後、建て替えや修繕等を行う際に基準に合わせていくものであり、長期的に街並みを整えていくものになる。

#### 横山委員

- ・届出に必要な様式等は都市整備課で準備されているのか。また、手数料はかかるのか。

#### 長壁副課長

- ・届け出の様式は、地区指定後、都市整備課の窓口や市ホームページに準備するほか、町内会へもお渡しする予定である。また、届出に際して手数料はからない。

#### 黒野会長

- ・意見も尽きたようなので、第1号議案及び第2号議案について、異議なしということでよいか。

－異議なしの声－

黒野会長

- ・それでは、第1号議案及び第2号議案については異議なしとする。

○報告案件：令和7年度の景観事業の取組について

黒野会長

- ・続いて、報告案件の「令和7年度の景観事業の取組」について事務局から説明を求める。

事務局

- ・資料に基づき説明

黒野会長

- ・今ほど、説明のあった報告案件について意見、質問等を求める。

-質疑なし-

○報告案件：令和8年度～令和12年度の取組案について

黒野会長

- ・つぎに、報告案件の「令和8年度～令和12年度の取組案について」事務局から説明を求める。

事務局

- ・資料に基づき説明

黒野会長

- ・今ほど、説明のあった報告案件について意見、質問等を求める。

江口委員

- ・景観アドバイザーモードについて、検討中かと思われるが、今後、個別案件について指導いただくことは無くなるということか。

長壁副課長

- ・次年度以降に整理をしていきたいと考えているが、個別案件については20年以

上のアドバイス実績も積み重ねており、一定の効果と役割を果たしてきたもと評価しているところであり、今後は、アドバイザーとも協議しながら地域毎の景観づくりについてアドバイスをいただけるような制度に見直していきたいと考えている。

### 風巻委員

・PR の方法について、市民への PR も重要であると考えるが、景観に配慮する方は配慮するであろうし、中には奇抜な色を使いたいという方もおられる中で、我々のような建築業者、看板業者、塗装業者など、施工する側へも周知し、我々側から奇抜な色使いを希望される方にストップをかけられるような体制を整えられれば、より有効かと考える。

### 長壁副課長

・関係団体、事業者の皆さんの協力は重要である。関係団体、事業者に皆さんと連携しながら進めていければと考えている。

### 安部委員

・景観アドバイザーの見直しの中で、アドバイザーを選任し直すことも検討されているかと思うが、個人的にデザイン専門のアドバイザーが不在となっていることが気になっている。地域別のアドバイスをいただく制度に見直す際も、どのような専門のアドバイザーがいるかということが、制度運用の方向性を示すことにもなると考えるので、アドバイザーの専門性も考慮いただきたい。

### 長壁副課長

・現在、デザインのアドバイザーが不在ではあるが、色彩のアドバイザーにデザインのアドバイスもお願いしている。

・地域別構想を検討する際は、現アドバイザーは長年、当市に関わってきており、当市の事情を十分に熟知しているため、意見を聞きながら進めたいと考えている。現時点では新たなアドバイザーを再任する考えは持ち合っていないが、今後、必要に応じて検討していきたいと考えている。

### 安部委員

- ・現アドバイザーの先生方に対して交代を求める意図は全くないが、意見としてアドバイザーの専門性を考えた際にデザインやランドスケープ、環境デザインを専門とする方の選任を検討いただきたい。

### 黒野会長

- ・取組内容については案であり、特に異議はないということであれば、今後も審議会の委員と意見交換を行いながら進めていくこととなる。
- ・以上をもって議事を終了する。

### 事務局

- ・以上をもって「第42回上越市景観審議会」を閉会する。

## (4) 閉会

### 9 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係 TEL : 025-520-5763  
E-mail : toshi-keikan@city.joetsu.lg.jp

### 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。